

工 事 設 計 書 等

工事設計書等のダウンロードにあたって

知り得た情報は、関東地方整備局以外の者の権利を含む場合があるため、ダウンロードを行った個人又は法人における1次利用に限るものとし、有償無償に関わらず「第三者への提供行為※」を行わないでください。

※「他の第三者への提供行為」・・・PDFデータのまま、あるいは、紙に出力して等の手段に関わらず、ダウンロードを行った個人又は法人以外の他者による2次利用につながる一切の行為を指します。

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所

鏡

1. 工事名

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事
工事地名	古河出張所管内

2. 工事内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	1 2) 設 計 年 月	令和 8年 2月
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	1 3) 機械損料一括補正	0 労務費一括割増 0%
3) 工事番号	2025010018	1 4) 単価適用年月	2026年 2月
4) 契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	1 5) 歩掛適用年月	2026年 2月
5) 変更回数	0回	1 6) 前請負工事費	0
6) 主 工 種	河川維持工事	1 7) 前請負代金額	0
7) 工 事 量	一式	1 8) 調 整 区 分	0
8) 工 期	365日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (0回変更) 至 年 月 日	1 9) 共通仮設費対象額	
9) 施 工 県	茨城県	2 0) 現場管理費対象額	
1 0) 地 区	筑西地区	2 1) 一般管理費等対象額	
1 1) 河川・路線	利根川上流本川	2 2) 処 分 費 等	0
		2 3) 公 告 日	令和 8年 1月15日
		2 4) 入 札 締 切 日	年 月 日
除草工	一式		
堤防養生工	一式		
維持工	一式		
状況把握	一式		

3. 予算科目

1) 予算科目： 河川整備事業費 河川整備事業費	2) 目： 河川維持修繕費 河川改修費	3) 目の細分： 工事費 工事費	4) 事業名： 一般改修
--------------------------------	---------------------------	------------------------	-----------------

設計内訳書

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川維持			式	1		57,723,781			
除草工			式	1		32,483,724			
堤防除草工			式	1		32,483,724			
除草	1:1.9未満 飛散防止措置無	m2	74,800	39.13	2,926,924				単-1号
除草	1:1.9以上 ハンドガイド	m2	2,842,000	10.4	29,556,800				単-2号
堤防養生工			式	1		20,544,997			
堤防除草工			式	1		7,968,909			
除草	1:1.9未満 飛散防止措置無	m2	29,300	39.13	1,146,509				単-3号
除草	1:1.9以上 ハンドガイド	m2	656,000	10.4	6,822,400				単-4号
集草工			式	1		7,643,273			
集草	人力	m2	29,300	24.21	709,353				単-5号
集草	ハンドガイド	m2	656,000	10.57	6,933,920				単-6号

設計内訳書

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
芝養生工		式	1		4,932,815				
施肥	普通化成N8-P8-k8 肥料 使用量 300kg/万m2	m2	196,000	12.98	2,544,080			単-7号	
拔根	拔根+集草	m2	32,700	73.05	2,388,735			単-8号	
維持工		式	1		4,695,060				
維持工		式	1		3,962,080				
特殊作業員		人	15	26,730	400,950			単-9号	
普通作業員		人	100	25,400	2,540,000			単-10号	
特殊運転手		人	15	29,990	449,850			単-11号	
一般運転手		人	15	24,890	373,350			単-12号	
[損料] バックホウ(平0, 2m3)		台/日	5	6,800	34,000			単-13号	
[損料] プルトーザ(普3t)		台/日	5	5,370	26,850			単-14号	
[損料] トラック(クレーン付)4t2.9t		台/日	5	9,592	47,960			単-15号	

設計内訳書

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
[損料] ダンプトラック(2t)		台/日	5	5,060	25,300			単-16号	
[損料] ダンプトラック(4t)		台/日	5	7,564	37,820			単-17号	
燃料費		L	200	130	26,000			単-18号	
緊急対策工		式	1		732,980				
特殊作業員		人	5	26,730	133,650			単-19号	
普通作業員		人	5	25,400	127,000			単-20号	
特殊運転手		人	5	29,990	149,950			単-21号	
一般運転手		人	5	24,890	124,450			単-22号	
[損料] バックホウ(平0, 2m3)		台/日	5	6,800	34,000			単-23号	
[損料] フォークリフト(普3t)		台/日	5	5,370	26,850			単-24号	
[損料] トラック(クレーン付)4t2.9t		台/日	5	9,592	47,960			単-25号	
[損料] ダンプトラック(2t)		台/日	5	5,060	25,300			単-26号	

設計内訳書

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要	
[損料] ダンプトラック(4t)		台/日	5	7,564	37,820			単-27号	
燃料費		L	200	130	26,000			単-28号	
直接工事費		式	1		57,723,781				
共通仮設費		式	1		4,697,000				
共通仮設費		式	1		634,000				
現場環境改善費（率計上）		式	1		634,000				
共通仮設費（率計上）		式	1		4,063,000				
純工事費		式	1		62,420,781				
現場管理費		式	1		19,668,000				
工事原価		式	1		82,088,781				
一般管理費等		式	1		14,411,219				
業務委託料		式	1		600,000				

設計内訳書

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					事業区分	河川維持・修繕		
						工事区分	河川維持		
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
工事価格			式	1		97,100,000			
消費税相当額			式	1		9,710,000			
工事費計			式	1		106,810,000			

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一1号	除草	1:1.9未満 飛散防止措置無	単位	m2	数量	1	単価	39.13
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	39.13	39.13		
計						39.13		
単価						39.13	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一2号	除草	1:1.9以上 ハンドガイド	単位	m2	数量	1	単価	10.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハントカイト式(刈幅150cm)	m 2	1	10.4	10.4		
計						10.4		
単価						10.4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一3号	除草	1:1.9未満 飛散防止措置無	単位	m2	数量		単価	
						1		39.13
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm) 無し	m 2	1	39.13	39.13		
計						39.13		
単価						39.13	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一4号	除草	1:1.9以上 ハンドガイド	単位	m2	数量		単価	
						1		10.4
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		ハントカイト式(刈幅150cm)	m 2	1	10.4	10.4		
計						10.4		
単価						10.4	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一5号	集草	人力	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力	m 2	1	24. 21	24. 21		
	計					24. 21		
	単価					24. 21	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一6号	集草	ハンドガイド	単位	m2	数量		単価	
	名称	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		ハントガイド式(集草幅200cm)	m 2	1	10. 57	10. 57		
	計					10. 57		
	単価					10. 57	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一7号	施肥	普通化成N8-P8-k8 肥料使用量 300kg/万m2	単位	m2	数量	1	単価	12.98
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
施肥		全ての費用	m 2	1	12.98	12.98		
計						12.98		
単価						12.98	円／m2	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一8号	抜根	抜根+集草	単位	m2	数量	1	単価	73.05
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
抜根		抜根+集草	m 2	1	73.05	73.05		
計						73.05		
単価						73.05	円／m2	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一9号	特殊作業員		単位	人	数量	1	単価	26,730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	26,724	26,724		
計						26,724		
単価						26,730	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一10号	普通作業員		単位	人	数量	1	単価	25,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	25,398	25,398		
計						25,398		
単価						25,400	円／人	

1 次単価表

1 次単価表						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単－11号	特殊運転手		単位	人	数量	1	単価	29, 990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	29, 988	29, 988		
計						29, 988		
単価						29, 990	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1. 000-00-00-2-0	
単－12号	一般運転手		単位	人	数量	1	単価	24, 890
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	24, 888	24, 888		
計						24, 888		
単価						24, 890	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-13号	[損料] バックホウ(平0, 2m3)		単位	台/日	数量	1	単価	6, 800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ (クローラ) [標準]		排ガス型 (第1次) 山積0. 2 8 m 3	時間	4	1, 700	6, 800		
計						6, 800		
単価						6, 800	円/台/日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-14号	[損料] プルドーザ(普3t)		単位	台/日	数量	1	単価	5, 370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プルドーザ [普通・排出ガス対策型 (第1次基準)]		3 t 級	時間	3	1, 790	5, 370		
計						5, 370		
単価						5, 370	円/台/日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一15号	[損料] トラック(クレーン付)4t2.9t		単位	台/日	数量	1	単価	9,592
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 4～4.5 t 積 吊能力2.9 t	時間	4.4	2,180	9,592		
計						9,592		
単価						9,592	円/台/日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一16号	[損料] ダンプトラック(2t)		単位	台/日	数量	1	単価	5,060
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		2 t 積級	時間	4	1,200	4,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	4	65	260		
計						5,060		
単価						5,060	円/台/日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一17号	[損料] ダンプトラック(4t)		単位	台/日	数量	1	単価	7,564
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	4	1,800	7,200		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	4	91	364		
計						7,564		
単価						7,564	円/台/日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一18号	燃料費		単位	L	数量	1	単価	130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	1	130	130		
計						130		
単価						130	円/L	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一19号	特殊作業員		単位	人	数量	1	単価	26,730
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
特殊作業員			人	1	26,724	26,724		
計						26,724		
単価						26,730	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一20号	普通作業員		単位	人	数量	1	単価	25,400
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
普通作業員			人	1	25,398	25,398		
計						25,398		
単価						25,400	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一21号	特殊運転手		単位	人	数量	1	単価	29,990
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（特殊）			人	1	29,988	29,988		
計						29,988		
単価						29,990	円／人	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単一22号	一般運転手		単位	人	数量	1	単価	24,890
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
運転手（一般）			人	1	24,888	24,888		
計						24,888		
単価						24,890	円／人	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-23号	[損料] バックホウ(平0, 2m3)		単位	台/日	数量	1	単価	6,800
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
バックホウ (クローラ) [標準]		排ガス型 (第1次) 山積0. 28m3	時間	4	1,700	6,800		
計						6,800		
単価						6,800	円/台/日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-24号	[損料] プルドーザ(普3t)		単位	台/日	数量	1	単価	5,370
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
プルドーザ [普通・排出ガス対策型 (第1次基準)]		3 t 級	時間	3	1,790	5,370		
計						5,370		
単価						5,370	円/台/日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-25号	[損料] トラック(クレーン付)4t2.9t		単位	台/日	数量	1	単価	9,592
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
トラック [クレーン装置付]		ベーストラック 4～4.5 t 積 吊能力2.9 t	時間	4.4	2,180	9,592		
計						9,592		
単価						9,592	円/台/日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-26号	[損料] ダンプトラック(2t)		単位	台/日	数量	1	単価	5,060
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		2 t 積級	時間	4	1,200	4,800		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	4	65	260		
計						5,060		
単価						5,060	円/台/日	

1 次単価表

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-27号	[損料] ダンプトラック(4t)		単位	台/日	数量	1	単価	7,564
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		4 t 積級	時間	4	1,800	7,200		
ダンプトラック [オンロード・ディーゼル]		タイヤ	時間	4	91	364		
計						7,564		
単価						7,564	円/台/日	

						単価使用年月 歩掛使用年月 労務調整係数	2026. 2 2026. 2 1.000-00-00-2-0	
単-28号	燃料費		単位	L	数量	1	単価	130
名称		規格	単位	数量	単価	金額	摘要	
軽油			L	1	130	130		
計						130		
単価						130	円/L	

R 8 古河管内下流部河川維持工事

(当 初) 請負工事費計算書

(1)直接工事費	57,723,781
(2)共通仮設費	4,697,000
(3)純工事費	62,420,781

(1)+(2)

(4)現場管理費	19,668,000
(5)工期延長等に伴う現場維持等の費用	0

(6)工事原価	82,088,781
----------	------------

(3)+(4)+(5)+(18)

(7')一般管理費等(計上額)	14,411,219
-----------------	------------

(8')その他費目計	0
------------	---

(9)業務委託料等	600,000
------------	---------

(10)工事価格	97,100,000
----------	------------

(6)+(7')+(8')+(9) (万円未満切り捨て)

(11)消費税相当額	9,710,000
------------	-----------

(12)請負工事価格	106,810,000
------------	-------------

(10)+(11)

(13)入札書比較価格	97,100,000
-------------	------------

(請負工事費の100/110)

(14)調査基準価格	96,492,000
------------	------------

(15)調査基準価格の100/110	87,720,000
--------------------	------------

(万円未満切り捨て)

(16)工場製作純工事費	0
--------------	---

(17)工場管理費	0
-----------	---

(18)工場製作原価	0
------------	---

(16)+(17)

((7)一般管理費等(計算額)	14,414,789	)
------------------	------------	---

共通仮設費

主たる工種						
単独（追加工事）： 河川維持工事			合算工事： 0			
対象工事費	57,723,781	直接工事費	57,723,781	準備費	0	事業損失 0
対象工事費に含まれる全処分費額		単独（追加工事）	0	現工事	0	合算工事 0
非対象額計（－）		0				
管理費区分 1		0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分 2, 7		0	（工場原価）			
管理費区分 5		0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分 9		0	（間接費非対象額）			
管理費区分 T		0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
対象額 支 給 品（＋）		0				
無償貸付機械評価額（＋）		0				
共通仮設費対象額						
単独（追加工事）		57,723,781		現工事	0	合算工事 0
全処分費等を除く共通仮設費対象額		57,723,781			0	0
共通仮設費（率分）						
率（補正前）		7.04 %		0	%	
施工地域等補正		0 %	ICT 施工補正	1		
率（補正後）		7.04 %				
計上額		4,063,000		0		0
比較結果						
	当該追加工事	A				
	0	0			調整工事計上額	0

共通仮設費

現場環境改善費対象工事費	57,723,781	直接工事費	57,723,781		
非対象額計（一）	0				
管理費区分1	0	（橋梁、P C 桁、門扉、ポンプ等購入費）			
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（直接工事費に含まれる処分費等）			
対象額 支 給 品（＋）	0				
無償貸付機械評価額（＋）	0				
現場環境改善費対象額（P i）					
単独（追加工事）	57,723,781	現工事	0	合算工事	0
現場環境改善費					
率（補正前）	1.1 %	0	%	0	%
施工地域等補正	市街地以外				
率（補正後）	1.1 %				
計上額	634,000	0		0	
比較結果	当該追加工事	A		調整工事計上額	0
	0	0			

共通仮設費

共通仮設費（積上分）	0				
運搬費	0	準備費	0	事業損失防止施設費	0
安全費	0	役務費	0	技術管理費	0
営繕費	0	現場環境改善費	0		
共通仮設費計					4,697,000

現場管理費

単独（追加工事）純工事費	62,420,781	単独（追加工事）直接工事費	57,723,781	単独（追加工事）共通仮設費	4,697,000
非対象額計（－）	0				
管理費区分2, 7	0	（工場原価）			
管理費区分5	0	（一般管理費等のみ対象額）			
管理費区分9	0	（間接費非対象額）			
管理費区分T	0	（全処分費等のうち3%または3000万円を超える額）			
対象額　支給品（＋）	0				
無償貸付機械等評価額（＋）	0				
現場管理費対象純工事費					
単独（追加工事）	62,420,781	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く	62,420,781		0		0
現場管理費対象純工事費（調整工事入力で使用）					
率（補正前）	30.59 %		0 %		0 %
施工地域等補正	0 %				
施工時期補正	0 %	熱中症補正	0 %	ICT施工補正	1
緊急工事補正	0 %				
砂防・地すべり補正	0 %		0 %		
率（補正後）	31.51 %（30.59% × 週休1.03）		0 %		
計上額	19,668,000		0		0
			6,194,980（工事価格に含まれる平均的な法定福利費概算額）		
比較結果　当該追加工事	A				
0	0			調整工事計上額	0

一般管理費等（当初）

事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	工事番号	2025010018	第 0 回変更
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種
			河川維持工事	

工事原価	82,088,781				
純工事費	62,420,781	現場管理費	19,668,000	工期延長等に伴う現場維持費	0
非対象額計（一）	0				
管理費区分 9	0	（支給品を除く間接費非対象額）			
管理費区分 T	0	（全処分費等のうち 3 % または 3 0 0 0 万円を超える額）			
一般管理費等対象工事原価					
単独（追加工事）	82,088,781	現工事	0	合算工事	0
全処分費等を除く					
一般管理費等対象工事原価	82,088,781	現工事	0	合算工事	0
（調整工事入力で使用）					
前払金支出割合による補正係数	1	現工事			
財団法人等による補正係数	1				
契約保証に係る一般管理費対象工事原価	82,088,781				
契約保証に係る補正值	0.04 %				
一般管理費率					
単独（追加工事）	17.52 %	現工事	0 %	合算工事	0 %
一般管理費	14,411,219				
業務委託料等	600,000				
調査基準価格	96,492,000				
調査基準価格の100/110	87,720,000	（ 90.34 % ）			

業務委託料等（当初）

事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	工事番号	2025010018	第 0 回変更	
発注年月	令和08年01月	契約区分	単年度（繰越を含む）の分任官	主工種	河川維持工事

業務委託料	600,000
-------	---------

工 事 数 量 総 括 表

工 事 名 R 8 古河管内下流部河川維持工事

国土交通省 関東地方整備局
利根川上流河川事務所 管理課

工事数量総括表

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
河川維持		式		1		
除草工		式		1		
堤防除草工		式		1		
除草	1:1.9未満 飛散防止措置無	m2		74,800		
除草	1:1.9以上 ハンドガイド	m2		2,842,000		
堤防養生工		式		1		
堤防除草工		式		1		
除草	1:1.9未満 飛散防止措置無	m2		29,300		
除草	1:1.9以上 ハンドガイド	m2		656,000		
集草工		式		1		
集草	人力	m2		29,300		

工事数量総括表

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
集草	ハンドガイド	m2		656, 000		
芝養生工		式		1		
施肥	普通化成N8-P8-k8 肥料使用量 300kg /万m2	m2		196, 000		
抜根	抜根+集草	m2		32, 700		
維持工		式		1		
維持工		式		1		
特殊作業員		人		15		
普通作業員		人		100		
特殊運転手		人		15		
一般運転手		人		15		
[損料] ハック材(平0, 2m3)		台/日		5		

工事数量総括表

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
[損料] ブルドーザ (普3t)		台/日		5		
[損料] トラック (クレーン付) 4t2.9t		台/日		5		
[損料] ダンプトラック (2t)		台/日		5		
[損料] ダンプトラック (4t)		台/日		5		
燃料費		L		200		
緊急対策工		式		1		
特殊作業員		人		5		
普通作業員		人		5		
特殊運転手		人		5		
一般運転手		人		5		
[損料] バックホウ (平0, 2m3)		台/日		5		

工事数量総括表

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
[損料] ブルドーザ (普3t)		台/日		5		
[損料] トラック (クレーン付) 4t2.9t		台/日		5		
[損料] ダンプトラック (2t)		台/日		5		
[損料] ダンプトラック (4t)		台/日		5		
燃料費		L		200		
直接工事費		式		1		
共通仮設費		式		1		
共通仮設費		式		1		
現場環境改善費 (率計上)		式		1		
共通仮設費 (率計上)		式		1		
純工事費		式		1		

工事数量総括表

工事名	R 8 古河管内下流部河川維持工事 (当 初)					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	数量増減	摘要
現場管理費		式		1		
工事原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
業務委託料		式		1		
工事価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
工事費計		式		1		

鏡

1. 業務名

業務名	R 8 古河管内下流部河川維持工事（情況把握業務）
履行場所	八斗島出張所管内

2. 業務内容

1) 発注年月	令和 8年 1月	7) 施工県	茨城県
2) 事務所名	利根川上流河川事務所 管理課	8) 地 区	下館地区
3) 業務番号	2022010010	9) 河川・路線	利根川上流本川
4) 契約区分	国債（翌債を含む）の分任官	1 0) 設計年月	令和 8年 2月
5) 変更回数		1 1) 労務費一括割増	0%
6) 履行期間	365 日間 自 令和 8年 4月 1日 (当初) 至 令和 9年 3月31日 (第 回変更) 至 年 月 日	1 2) 単価適用年月	令和 8年 2月
		1 3) 歩掛適用年月	令和 8年 2月
		1 4) 前請負業務費	円
		1 5) 前契約額	円
設計説明	本業務は、川俣出張所管内において出水時及び地震発生後の情況把握を行うものである。	業務内容	
		実施訓練	1 式
		情況把握	1 式

3. 予算科目

1) 予算科目	2) 目	3) 目の細分	4) 事業名
河川整備事業費	河川維持修繕費	工事費	

設計内訳書

業務名	R 8 古河管内下流部河川維持工事（状況把握業務）				業 種 項 目	河川状況把握業務 河川状況把握業務		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
河川状況把握業務		式	1		301,875			
河川状況把握業務		式	1		301,875			
河川状況把握業務		式	1		301,875			
実施訓練		式	1		193,200			内 1 号
状況把握		式	1		108,675			内 2 号
直接経費		式	1		18,446			
直接経費		式	1		18,446			
旅費交通費		式	1		18,446			

設計内訳書

業務名	R 8 古河管内下流部河川維持工事（情況把握業務）				業 種 項 目	河川情況把握業務 直接経費		
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
旅費及び交通費		式	1		18,446			内 3 号
直接原価（その他原価除く）		式	1		320,321			
その他原価		式	1		75,468			
一般管理費等		式	1		204,211			
業務価格		式	1		600,000			
消費税相当額		式	1		60,000			
業務委託料		式	1		660,000			

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 02
歩掛適用年月	2026. 02
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 1 号	実施訓練						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	実施訓練		回	1	193, 200	193, 200	
計						193, 200	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 02
歩掛適用年月	2026. 02
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 2 号	状況把握						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	状況把握 A時間帯		式	1		108, 675	
計						108, 675	

1 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 02
歩掛適用年月	2026. 02
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 3 号	旅費及び交通費						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
	直接往復費（実施訓練）		回	1	11, 212	11, 212	
	直接往復費（情況把握）		式	1		7, 234	
計						18, 446	

情况把握

2 次 内 訳 書

単価適用年月 歩掛適用年月 労務調整係数	2026. 02 2026. 02 1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0		
	金額	摘要	
		単 3 号	
075	108, 675		
	108, 675		

旅費及び交通費

2 次 内 訳 書

単価適用年月	2026. 02
歩掛適用年月	2026. 02
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

内 5 号	直接往復費（状況把握）						
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要
材料費			式	1		3, 377	
	ガソリン レギュラー		L	24. 3	139	3, 377	
機械経費			式	1		3, 857	
	ライトバン 1. 5 L 運転時間当り損料		時間	9	193	1, 737	
	ライトバン 1. 5 L 供用日当り損料		日	2	1, 060	2, 120	
計						7, 234	

実施訓練

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 02
歩掛適用年月	2026. 02
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 1 号	実施訓練		単位	回	数量	1	単価	193, 200
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		193, 200		
	技術員		人	4	36, 100	144, 400		
	一般運転手		人	2	24, 400	48, 800		
計						193, 200		
単価						193, 200	円／回	

旅費及び交通費

2 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 02
歩掛適用年月	2026. 02
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 2 号	直接往復費（実施訓練）		単位	回	数量	1	単価	11, 212
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
材料費			式	1		6, 004		
	ガソリン レギュラー		L	43. 2	139	6, 004		
機械経費			式	1		5, 208		
	ライトバン 1. 5 L 運転時間当り損料		時間	16	193	3, 088		
	ライトバン 1. 5 L 供用日当り損料		日	2	1, 060	2, 120		
計						11, 212		
単価						11, 212	円／回	

情况把握

3 次 単 価 表

単価適用年月	2026. 02
歩掛適用年月	2026. 02
労務調整係数	1. 000-0000-0000-0000-0000-1-0 0

単 3 号	情况把握 A時間帯		単位	時間	数量	1	単価	12, 075
項目	名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
直接人件費			式	1		12, 075		
	技術員		人	0. 25	36, 100	9, 025		
	一般運転手		人	0. 125	24, 400	3, 050		
計						12, 075		
単価						12, 075	円／時間	

請負業務費（業務委託料）計算書

令和 7 年度		当初		
R 8 古河管内下流部河川維持工事（状況把握業務）				

(測量業務価格) 直接測量費 [成果検定費を除く] 円 諸経費 円 成果検定費 円 諸経費非対象 (成果検定費以外) 円	(地質 一般調査業務費) 直接調査費 円 間接調査費 円 諸経費 円 一般調査業務費 円	(地質 解析等調査業務費) 直接原価 (その他原価除く) 円 その他原価 円 一般管理費等 円 解析等調査業務費 円	(設計 業務価格) 直接原価 (その他原価除く) 円 その他原価 円 一般管理費等 円	(河川状況把握業務) 直接原価 (その他原価除く) 320,321円 その他原価 75,468円 一般管理費等 204,211円
測量業務価格 円		調査業務価格 円	業務価格 円	業務価格 600,000円

業務価格 (合計) [入札書比較価格]
 600,000円

消費税相当額
 60,000円

請負業務費 (業務委託料)
 660,000円

調査基準価格
 528,000円

調査基準価格の100/110 (万円未満切捨て)
 480,000円

業務価格 (合計)

--- (600,000円 × 10 / 100)

業務価格 (合計)

--- (600,000円 + 60,000円)

消費税相当額

諸経費計算書

（河川状況把握業務）

その他原価	=	直接人件費	α	$(1 - \alpha)$
75,468円	=	301,875円	20.0%	80.0%
業務原価	=	直接原価（その他原価除く）	その他原価	
395,789円	=	320,321円	75,468円	
一般管理費等（調整前）	=	業務原価	β	$(1 - \beta)$
213,132円	=	395,789円	35.0%	65.0%
一般管理費等	=	一般管理費等（調整前）	調整額	
204,211円	=	213,132円	8,921円	

数 量 総 括 表

業 務 名 R 8 古河管内下流部河川維持工事（情況把握業務）

利根川上流河川事務所 管理課

数量総括表

業務名	R 8 古河管内下流部河川維持工事（状況把握業務）				業 種 項 目	河川状況把握業務 河川状況把握業務
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
河川状況把握業務		式		1		
河川状況把握業務		式		1		
河川状況把握業務		式		1		
実施訓練		式		1		
状況把握		式		1		
直接経費		式		1		
直接経費		式		1		
旅費交通費		式		1		
旅費及び交通費		式		1		
直接原価（その他原価除く）		式		1		
その他原価		式		1		

数量総括表

業務名	R 8 古河管内下流部河川維持工事（情況把握業務）					業 種 項 目	河川情況把握業務 一般管理費等
項目・工種・種別・細別		規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	数量増減	摘要
一般管理費等			式		1		
業務価格			式		1		
消費税相当額			式		1		
業務委託料			式		1		

R 8 古河管内下流河川維持工事

特記仕様書

令和 8 年 1 月

国土交通省関東地方整備局
利根川上流河川事務所

第1章 総則

第1条 適用

1. この特記仕様書は、関東地方整備局 土木工事共通仕様書(令和7年度版)(以下「共通仕様書」という。)でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. この工事の施工にあたっての一般的事項は、共通仕様書によるものとする。
3. この特記仕様書に添付されていない別紙様式等については以下 URL よりダウンロードするものとする。

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000015.html>

本工事における「条件明示」については、別紙ー1「明示項目および明示事項」に記載のとおりとする。

この特記仕様書に記載している共通仕様書や各基準類の改訂年月は発注当時の最新年月となっているため、本工事への適用においては、最新の改訂版の基準を適用することとする。

第2条 主任技術者等(契約書第10条)

本工事の主任技術者又は監理技術者は、受注者が提出した競争参加資格確認申請書に記述した配置予定の技術者でなければならない。

なお、下記に該当する場合で監督職員と協議のうえ認められた者以外は、原則、当該技術者を変更することはできないものとする。

- ① 傷病により職務の遂行が出来ないと判断された場合
- ② 死亡した場合
- ③ 退職した場合
- ④ 真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- ⑤ 発注者の責により工期延期となる場合
- ⑥ 契約日から令和9年3月31日まで当該技術者が連続して従事した場合。ただし、変更予定技術者が、令和9年3月1日以前の日より本工事に従事している場合に限り変更を可能とする。

第3条 主任技術者等

1. 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
2. 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
3. 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

4. 主任技術者又は監理技術者が技術研鑽のための研修、講習、試験等で短期間工事現場を離れる場合は、適切な施工ができる体制を確保したうえで、監督職員の承諾を得るものとする。

第4条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者の配置は認めない。

第5条 専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置

1. 本工事において、建設業法第26条第3項第一号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者（以下、「専任特例1号の場合の監理技術者又は主任技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（１）～（８）の要件を全て満たさなければならない。なお、詳細な運用は「監理技術者制度運用マニュアル」による。）
 - （１） 各工事の請負金額が１億円未満（建築一式工事の場合は２億円未満）であること。
 - （２） 工事現場間の距離は、１日で巡回可能かつ移動時間が概ね２時間以内であること。
 - （３） 下請次数は３次までであること。
 - （４） 現場に連絡員（※）を配置していること。
※連絡員とは、監理技術者又は主任技術者との連絡その他必要な措置を講ずるための者をいう。
※土木一式工事又は建築一式工事の場合は、当該建設工事の種類に関する実務経験を１年以上有する者であること。
 - （５） 施工体制を確認出来る情報通信技術の措置を講じていること。
 - （６） 人員の配置を示す計画書の作成及び現場に備え置いていること。
 - （７） 現場状況を確認するための情報通信機器を設置していること。
 - （８） 監理技術者又は主任技術者が兼務できる工事数は２件までであること。なお、専任特例２号の場合の監理技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。
（ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。）
2. 現場の安全管理体制について、平成７年４月２１日付基発第２６７号の２「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする」とされていることから、施工体制に留意すること。
3. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例１号の場合の監理技術者又は主任技術者として配置する事を予定している場合、以下の書類を提出すること。
 - （１） 監理技術者補佐の資格を有する書類（一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど）
 - （２） 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも

写し可))

(3) 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務する工事の箇所、内容を示す書類 (C O R I N S の写し)

4. 本工事の監理技術者又は主任技術者が専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者として兼務する事となった場合、第 1 項 (3) ～ (6) について施工計画書、施工体系図等へ記載し、提出すること。
5. 本工事において、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ (C O R I N S) への登録・修正を適切に行うこと。

第 6 条 専任特例 2 号の場合の監理技術者の配置

本工事において、建設業法第 26 条第 3 項第二号の規定の適用を受ける監理技術者 (以下、「専任特例 2 号の場合の監理技術者」という。) の配置を行う場合は以下の 1. ～ 9. の要件を全て満たさなければならない。

1. 建設業法第 26 条第 3 項第二号による監理技術者の職務を補佐する者 (以下、「監理技術者補佐」という。) を専任で配置すること。
2. 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第 27 条の規定に基づく技術検定種目は、専任特例 2 号の場合の監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
3. 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
4. 同一の専任特例 2 号の場合の監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に 2 件までとする。なお、専任特例 1 号の場合の監理技術者又は主任技術者を活用した工事と兼務することは出来ない。ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものについては、これら複数の工事を一の工事とみなす。
5. 特例監理技術者が兼務できる工事は近隣地域一覧 (別紙 - 2) の工事でなければならない。
6. 専任特例 2 号の場合の監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
7. 専任特例 2 号の場合の監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
8. 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
9. 専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼務できる工事は維持工事以外の工事でなければならない。(※「維持工事」とは通年維持工事等 (24 時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事) をいう。)

第 7 条 コリンズ (C O R I N S) への登録

1. 工事カルテの作成、登録については、土木工事共通仕様書「1-1-1-7 コリンズ (C O R I N S) への登録」によるものとする。
2. 受注者は、工事受注後又は施工中において当該工事に係る悪質で不誠実な行為 (一括下請負

等)が発覚し、指名停止の措置を受けた場合は、登録済みの工事カルテの取り下げを行うものとする。

3. 技術者の従事期間は、工期をもって登録するものとする。(余裕期間を含まないことに留意するものとする。)

第8条 コリنز (CORINS) への位置情報の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を作成するにあたり、位置情報については以下のとおりとし、工事場所および座標 (緯度、経度) を記載するものとする。なお、座標は、世界測地系 (JGD2024) に準拠する。

起点茨城県古河市中田	緯度	36° 09' 00.7"	経度	139° 42' 18.7"
終点茨城県猿島郡境町桐ヶ作	緯度	36° 03' 25.4"	経度	139° 49' 19.6"

第9条 コリنز (CORINS) への工事概要の入力

土木工事共通仕様書 1-1-1-7 コリنز (CORINS) への登録に定める「登録のための確認のお願い」を受注時に作成するにあたり、工事概要について必須登録とし、記載例を参考にすること。

記載例)

本工事は、利根川左岸 1 1 5 . 0 km～利根川左岸 1 3 1 . 0 km (茨城県境町桐ヶ作地先～茨城県古河市中田地先) の堤防除草工、堤防養生工、維持工及び状況把握を行うものである。

なお、堤防養生工については、利根川左岸 1 3 1 . 0 km～渡良瀬川左岸 3 . 7 km (茨城県古河市中田地先～茨城県古河市桜町) の区間内でも行うものである。

第10条 施工体制台帳

工事成績優秀企業に認定され、認定有効期限内に、工事発注の契約を行った工事の監理技術者、主任技術者 (工事成績優秀企業に認定された下請負を含む) は、工事成績優秀企業認定マークの使用や金色帯線 (黄色もしくは橙色の帯線でも可) を名札上部に印刷することが出来るものとする。

監理 (主任) 技術者	
写真 2cm×3cm 程 度	氏名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会社 ◇◇建設株式会社 印
	2006年度 優 土木工事 優秀企業 認定マーク

注意 1) 用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。

注意 2) 所属会社の写真とする。

第11条 調査・試験に対する協力 (低入札価格調査制度調査対象工事について)

1. 契約担当官等が工事の中間において技術検査の必要を認めた場合は、速やかに監督職員の指示に従い、検査を受けなければならない。なお、検査は工事請負契約書及び共通仕様書に適用する条項に準じて行うものとする。

2. 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、受注者は下記の調査に協力しなければならない。

- (1) 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。
- (2) 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票(営繕工事においては共通費実態調査票)の費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は下請負者についてもヒアリングに参加させるものとする。
- (3) 工事コスト調査(調査結果でも可)に係る資料は、下記のとおりとし、関東地方整備局又は利根川上流河川事務所のホームページにより公表する。
- (4) 低入札価格調査と工事コスト調査の結果に大きな乖離がある場合、又は、工事コスト調査資料の提出が無い場合には、工事成績評点を減点する場合がある。
なお、低入札価格調査対象工事については、工事コスト調査終了後に、工事成績評点を通知する。

公表資料は以下のとおり。

資料名	内訳
低価格理由とその詳細	当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料
比較表－1	積算内訳書の発注者と元請における当初の実績の比較表
比較表－2	積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初と実績の比較表
比較表－3	元請の手持ち資材の当初と実績の比較表
比較表－4	元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表
比較表－5	手持ち機械の当初と実績の比較表
比較表－6	労務者確保計画の当初と実績の比較表
比較表－7	工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表
比較表－8	建設副産物の搬出の当初と実績の比較表
諸経費動向調査(工事費)	元請、下請の工事費内訳

第12条 低入札契約におけるモニターカメラの設置

本工事は、予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合においては、工事の監督補助としてモニターカメラの設置を行う対象工事とする。

なお、モニターカメラの設置費用については、発注者の負担によるものとする。

第13条 工事書類の作成

1. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類作成マニュアル(令和7年3月)」に基づき実施するものとする。
2. 工事書類の作成に当たっては、別に定める「土木工事電子書類スリム化ガイド(令和7年3月)」

を参考に書類の電子化、受発注者間での作成書類の役割分担の明確化、書類の削減等に留意すること。

3. 「工事関係書類一覧表」(別紙様式-15)により、工事着手前に「作成書類の役割分担」、「作成書類の位置付け」に関して「協議」するものとする。

また、「協議」の内容を変更する場合は、改めて、受発注者で協議を行うものとする。

4. 電子により提出、提示した書類については、検査時その他の場合においても紙での提示、提出は行わないものとする。

第14条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版):令和7年3月」によるものとする。

第15条 情報共有システムの活用

1. 本工事は、監督職員及び受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの活用対象工事である。なお、活用にあたっては「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」(令和7年3月版)に基づき実施すること。
2. 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、使用する情報共有システムは次の要件を満たすものとする。
 - ・工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件(Rev5.7)
 - ・令和7年3月版 国土交通省(国土技術政策総合研究所)
3. 監督職員及び受注者が使用する情報共有システムのサービス提供者(以下「サービス提供者」という。)との契約は、受注者が行うものとする。また、利用開始日、必要なユーザーID数、ディスク容量等の仕様やワークフロー機能の対象者等については、監督職員の確認を得た上で決定すること。
4. 受注者は、サービス提供者と次の内容を含めた契約を締結するものとする。
 - (1) 情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制を整える旨
 - (2) サービス提供者が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があった場合、速やかに受注者に連絡を行い適正な処置を行う旨
 - (3) (2)の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると監督職員若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者はサービス提供者と協議の上情報共有システムの利用を停止することができる旨
5. 受注者は、監督職員等から技術上の問題点の把握、利用にあたっての評価を行うためのアンケート等を求められた場合、協力しなければならない。

第16条 設計審査会の設置

本工事は、発注者と受注者が一堂に会して、現場着手前(準備期間内)に工事工程クリティカ

ルパスの共有及び工事工程の照合（クロスチェック）を実施し、併せて協議資料作成等の受発注者間の役割分担を明確にする場、また、設計変更手続きの透明性と公正性の向上及び迅速化のため、設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事中止等の判断等を行う場として開催する「設計審査会」（以下、「審査会」という。）の設置対象工事である。

「審査会」の運用にあたっては、「設計審査会設置運用方針」

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html>) によるものとする。

第17条 工事環境の改善

本工事の実施にあたっては、工事環境の改善に取り組むウィークリースタンスを考慮するものとする。

ウィークリースタンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載している工事環境改善実施要領に基づき、監督職員と確認・調整した内容について取り組むものとする。

第18条 ワンデーレスポンス

1. この工事はワンデーレスポンス実施対象工事である。
 - ・「ワンデーレスポンス」とは
受注者からの質問、協議等への回答は、基本的に「その日のうち」に指示、通知等行うよう対応する。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議の上、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」に通知することである。
2. 受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議をおこなうこと。
3. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
4. ワンデーレスポンスの実施にあたっては、関東地方整備局ホームページ <https://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/gijyutu00000039.html> に掲載しているワンデーレスポンス実施の手引き（令和5年12月）に基づき、取り組むものとする。
5. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合があるため、協力すること。

第19条 契約内容の変更手続きについて

本工事における契約内容の変更は、以下によるものとする。

1. 本工事における設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
2. 受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第 20 条 設計図書の変更

設計変更等については、契約書第 18 条から第 25 条及び共通仕様書共通編 1-1-1-16 から 1-1-1-18 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事における工事請負契約における設計変更ガイドライン（総合版）：令和 7 年 3 月」によることとする。

第 21 条 スライド条項

工事請負契約書第 26 条（スライド条項）については、物価水準の変動により請負代金が不当となったと認められた時に、相手方に請負代金の変更を請求することができる条項となっている。

単品スライドについては、鋼材類・燃料油の他、コンクリート類、購入土などの主要工事材料も対象となるので、物価水準の変動により請負代金が不当となった場合には、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

第 22 条 公共建設工事における分別解体等・再資源化

本工事は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（（平成 12 年法律第 104 号 最終改正令和 4 年 6 月 17 日法律 68 号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく特定建設資材の分別解体等及び再資源化を予定していないが、工事発注後に明らかになった事情によりそれにより難しい場合は、監督職員と協議の上実施するものとする。

第 23 条 施工管理

1. 本工事の施工管理は、関東地方整備局土木工事施工管理基準及び規格値（令和 7 年度版）によるものとする。なお、この管理基準により難しい場合及び基準、規格値が定められていない工種については、監督職員と協議の上、施工管理を行うものとする。
2. 本工事の写真管理は、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）によるものとする。なお、「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。

第 24 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、関東地方整備局土木工事写真管理基準（令和 7 年度版）（以下、写真管理基準）「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性

確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。なお、使用機器の事例を以下に示す。

【使用機器の事例】

デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア、（一社）施工管理ソフトウェア産業協会、〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準及びデジタル写真管理情報基準（以下、デジタル写真管理情報基準）に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。）を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は改ざん検知機能（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

また、下記のチェックツールを使用して信憑性確認を行い、結果を出力したものでもよい。

【チェックツールの事例】

信憑性チェックツール（一社）施工管理ソフトウェア産業協会

〈<https://www.jcomsia.org/kokuban>〉。

※ここでは使用機器の事例を示したものであり、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を実施しない工事写真がある場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得ること。

第25条 現場環境改善（快適トイレの設置）

1. 内容

受注者は、現場に以下の（１）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- （１）洋式（洋風）便器
- （２）水洗及び簡易水洗機能
（し尿処理装置付き含む）
- （３）臭い逆流防止機能
- （４）容易に開かない施錠機能
- （５）照明設備
- （６）衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- （７）現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- （８）周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- （９）サニタリーボックス
（女性用トイレに必ず設置）
- （10）鏡と手洗器
- （11）便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- （12）室内寸法 900mm×900mm 以上（面積ではない）
- （13）擬音装置（機能を含む）
- （14）着替え台
- （15）臭気対策機能の多重化
- （16）室内温度の調整が可能な設備
- （17）小物置き場
（トイレットペーパー予備置き場等）

2. 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（１）～（６）及び【付属品として備えるもの】（７）～

（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※よ

り多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算」適用工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. 快適トイレの「質の向上」に要する費用

快適トイレの「質の向上」として、積算上限額を超える費用について現場環境改善費(率)を充当することができる。現場環境改善費(率)の充当を希望する場合は、上記2.の協議時に見積書を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとする。なお、現場環境改善費(率)を充当することにより、特記仕様書に明示されたその他の費目の実施が困難な場合には、実施費目数の変更を合わせて協議することとする。

4. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督職員と協議の上、本条項の対象外とする。

第26条 建設現場の遠隔臨場における遠隔臨場の実施

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)とWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものとする。

なお、遠隔臨場の実施にあたっては「建設現場における遠隔臨場に関する実施要領(案)R5.3」を参考に実施するものとする。

URL <https://www.mlit.go.jp/tec/content/001594449.pdf>

2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

3. 実施内容

(1) 段階確認・材料確認、立会での確認

- ① 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により取得した映像及び音声をWeb会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものとする。
- ② 確認実施者が現場技術員の場合、現場技術員は使用するPCにて遠隔臨場の映像(実施状況)を画面キャプチャ等で記録し、情報共有システム(ASP)等に登録して保管する。(従来の立会資料の管理と同様とする。)

(2) 動画撮影

動画撮影は、撮影者の安全を確保するため、撮影者が移動の際に横転等が考えられるいわゆる「歩きスマホ」(カメラを手に持って歩きながら撮影)での撮影はしないこと。

動画撮影は、静止して撮影又は撮影者のヘルメットや胸ポケットに付ける等の

安全に配慮するものとする。

(3) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

なお、配信に利用するシステムは、「パッケージ化したシステム」、「情報共有システム（ASP）」、「Web 会議システム（teams、zoom 等）」等、何れのシステムを利用してよい。

(4) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(5) フォローアップ調査

工事完了時に別紙様式-19を監督職員へ提出するものとする。

また、遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示によるものとする。

(6) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を技術管理費に積み上げ計上し、設計変更するものとする。

なお、機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上するものとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間（日単位）割合を乗じた分を計上するものとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とするものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年3月3日（国不建第578号）」等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第27条 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場を活用した工事検査の実施

「遠隔臨場を活用した工事検査」は、受注者における「工事検査に伴う移動時間の削減や工事関係書類の簡素化」や発注者（監督職員・検査職員）における「現場実地（現場臨場）の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360度カメラ等）と Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査項目を遠隔で行うものである。なお、遠隔臨場による工事検査は、『遠隔臨場

による工事検査に関する実施要領（案）』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場を活用した工事検査の対象

遠隔臨場を活用した工事検査は、完成検査、中間技術検査、既済部分検査、完済部分検査における、工事実施状況、出来形、品質、出来ばえの各検査項目を対象とし、以下の表に示す。また、全ての検査を対象とするが、現場条件や、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ、従来方法（対面書類検査、現場実地検査）を選択することも可能である。

3. 遠隔臨場を活用した工事検査を適用する検査項目

現場条件により遠隔臨場による工事検査の適応性が一致しない場合も想定されることから、検査項目での適用・不適用については、監督職員が検査職員と調整・決定し、受注者に遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目を連絡する。遠隔臨場による工事検査を適用する検査項目については、『遠隔臨場による工事検査に関する実施要領（案）』「7.3 検査項目の適応性」を踏まえ判断する。

4. 実施内容

（1）技術検査、工事検査での実施

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して工事実施状況、出来形、品質と出来ばえの各検査を実施するものである。

（2）機器の準備

遠隔臨場による工事検査に要する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ、360 度カメラ等）や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は監督職員と協議し決定するものとする。

（3）遠隔臨場による工事検査を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場による工事検査が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で予備日を取り決めて検査日を連絡する。

（4）効果の検証

遠隔臨場による工事検査を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（5）費用

遠隔臨場による工事検査にかかる費用については、受発注者間の協議を踏まえ、技術管理費に積上げ計上する。なお、監督業務で遠隔臨場を実施する工事については、遠隔検査を行うために追加で要する費用が生じた場合に監督職員と協議するものとする。

（6）不正行為

遠隔臨場による工事検査において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和 3 年 9 月 30 日（国不建第 273 号）』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第28条 工事中の安全確保

1. 工事の施工にあたっては、関東地方整備局長が定める「重点的安全対策」について留意し、工事事故の防止を図らなければならない。
なお、令和7年度における重点的安全対策項目は以下の7項目である。
 - (1) 架空線等上空施設の損傷事故防止
 - (2) 建設機械等の稼働に関連した人身事故防止
 - (3) 資機材等の下敷きによる人身事故防止
 - (4) 足場・法面等からの墜落事故防止
 - (5) 地下埋設物の損傷事故防止
 - (6) 第三者の負傷・第三者車両等に対する損害
 - (7) 事故防止
2. 受注者は、工事に従事する就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者のうち、資格取得後一定期間経過した資格者に対し、次に掲げる再教育の受講が推進されるよう努めるものとする。
 - (1) 労働安全衛生法第19条の2に基づく足場組立等作業主任者等に対する能力向上教育
 - (2) 労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育
 - (3) 厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育
3. 工事の施工にあたっては、工事等の時期、工事等の方法の概要 及び 工事等を行なう場合における道路交通に対する措置について「道路工事保安施設設置基準（案）（令和6年2月）」に基づき監督職員へ確認を行うものとする。
4. 工事中看板、工事情報看板及び工事説明看板の記載内容及び設置箇所については、監督職員の承諾を得るものとする。

第29条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事について

1. 本工事は、夏季における真夏日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に掛かる経費に関して「熱中症対策に資する現場管理費の補正」を行う試行工事である。
2. 真夏日の考え方は下記のとおりである。
 - (1) 真夏日の定義
日最高気温が30℃以上の日を指す。
ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30℃以上の場合とする。
 - (2) 試行にあたっての真夏日の計上の考え方
下記①～③のいずれかに該当する場合、真夏日として計上する。
 - ① 環境省が公表している暑さ指数（WBGT）が日最高25℃以上の場合。
施工現場から最寄りの環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）が25℃以上となる日を真夏日とみなす。
 - ② 気象庁が公表している地上気象観測所の日最高気温が30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温が 30℃以上の日を真夏日とする。

- ③ 夜間工事については、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の場合。

施工現場から最寄りの観測地点における作業時間帯の最高気温が 30℃以上、又は暑さ指数（WBGT）が 25℃以上の場合を真夏日とする。

なお、休工日においては、上記に該当した場合でも真夏日としない。

上記①～③によりがたい場合は、監督職員と協議すること。

(3) 工期

工事着手から工事完成日までの期間を指す。なお、年末年始休暇 6 日間、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(4) 基準日

受発注者協議により、「基準日」を定めるものとする。「基準日」は工事着手日を基本とする。

当該「基準日」より工期末までの期間のうち、真夏日にあたる日数を算出する。

なお、夏季休暇 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、現場休工日は含まないものとする。

(5) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\cdot \text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$

(6) 現場管理費の補正

現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算する。なお、補正は変更契約において行うものとする。

$$\cdot \text{補正値}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \ast$$

※ 真夏日補正係数：1.2

第 30 条 安全管理推進技術査等認定について

1. 概要

関東地方整備局（港湾・空港部・営繕部関係を除く）が発注した工事（以下、「直轄工事」という）において、無事故で完成させた技術者に対して、「安全管理推進技術者」（以下、「認定技術者」という）として認定する

2. 認定条件

対象とする技術者は、以下の条件によって認定する。

- ・ 直轄工事において、無事故にて完成させた「安全管理担当者」として、施工期間中、全ての工事（準備工を除く）に従事した者。なお、「安全管理担当者」とは、施工体制上、受注者が配置する「統括安全衛生責任者」、「元方安全衛生管理者」、「ずい道等救護技術管理者」、「店社安全衛生管理者」、「工事現場責任者」として安全管理に従事した者で、現場代理人または、主任（監理）技術者が兼務した場合も認定するものとする。

- ・直轄工事にて、認定技術者として過去5回認定された者については、「優秀安全管理推進技術者」（以下、「優秀認定技術者」という）として認定する。

3. 認定技術者の認証

- ・認定技術者及び優秀認定技術者に認定された者については、「安全管理推進技術者認定ロゴマーク」（以下、「認定ロゴマーク」という）を「企業の名刺」、「ヘルメット貼付」等を使用（印刷、シール）することができる。
- ・紛失等による認定書の再発行は行わない。
- ・「認定ロゴマーク」については、当該地方整備局管内で行う直轄工事のみに使用でき、それに要する費用は、当該企業が負担するものとする。

4. 認定技術者の認証期間

認定技術者へ授与した認証については、その使用期間に制限を設けないものとする。

5. 不適切事項への措置による認証の取り扱い

認定技術者が関係する工事にて、粗雑工事等の発覚より、関東地方整備局から措置（指名停止、文書注意、口頭注意）を受けた場合であっても、過去の認証の取り消しは行わない。

ただし、工事完成後、安全管理に関して不適切な事象が発覚した場合、または、不正による認定取得が確認された場合については、認定を取り消す。

第31条 架空線等事故防止対策

1. 施工に先立ち本工事区間に近接する架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地で確認するものとする。
 2. 現地調査等により確認された架空線等上空施設については、種類、位置（場所、高さ等）及び管理者等を取りまとめ、監督職員に報告するものとする。
- また、その防護等の処置方法を含めた取り扱い方法等について、施工計画書に明示し監督職員に提出するものとする。

第32条 架空線等上空施設の事故防止対策について

架空線等上空施設が工事現場内等にある場合は、関係法令並びに、「公衆災害防止マニュアル（河川部運用案）【架空線等上空施設編】（平成28年12月 関東地方整備局 河川部）」等を参考とし、公衆災害等の事故防止対策を実施するものとする。

なお、本マニュアルは関東地方整備局 HP>河川>技術情報に掲載している。

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/river/gijyutu/index00000000.html>)

第33条 特定調達品目の調達実績の調査について

受注者は、本工事の資材、建設機械の使用にあたっては、必要とされる強度や耐久性、機能の確保等に留意しつつ、環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定められた国土交通省の特定調達品目（以下、「特定調達品目」という）の使用を積極的に推進するものとする。設計図書に定めがあるものについて、特定調達品目への変更が可能である場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。

受注者は、特定調達品目の調達実績の集計を行い、工事完了後(工期が令和8年度以降に及ぶものは、監督職員の指示する日まで)に、電子データにより監督職員に提出するものとする。集計の方法については、監督職員より指示する。

第34条 建設機械の使用

受注者は、本工事において「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機第58号)に基づき、低騒音型建設機械の使用原則を図られた場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された低騒音型建設機械を使用するものとする。

第35条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

1. 積載重量制限を超えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
2. さし枠装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
3. 過積載車輛、さし枠装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
4. 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行った場合、さし枠装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
5. 建設発生土の処理及び骨材の購入等にあたって、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害することのないようにすること。
6. 以上のことにつき、下請業者にも十分指導すること。

第36条 現場環境改善

1. 現場環境改善として実施する内容は、下記のとおりとするが、現場条件等により実施が困難になった場合には、監督職員と協議するものとする。
 - (1) 仮設備関係
環境負荷の低減を実施するものとする。
 - (2) 営繕関係
現場休憩所の快適化を実施するものとする。
 - (3) 安全関係
盗難防止対策(警報機等)を実施するものとする。
 - (4) 地域連携
工事工程表を実施するものとする。
2. 現場環境改善については具体的な内容、実施時期について施工計画書に含め提出するものとする。
3. 主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策については、工事契約後、監督職員と協議するものとし、現場環境改善費(率)の50%を上限として設計変更の対象とする。

第37条 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。

第38条 出水期間中の現場管理及び施工について

本工事における出水期間中の現場管理及び施工については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-30 工事中の安全確保」に基づき、作業員、仮設物及び資機材等の退避及び流出防止等、施工中の退避時の措置等（以下「防災措置等」という。）必要な対策を講ずるものとする。

なお、上記については、土木工事共通仕様書第1編「1-1-1-6 施工計画書」に基づき、施工計画書に記載の上、設計審査会で確認したうえで、監督職員に提出するものとする。

また、気象情報や河川水位の収集及び伝達方法等についても施工計画書に記載するものとする。なお、施工計画書に記載すべき標準的な項目については、別紙-6を参考にすること。

防災措置に要する費用については第14条の設計変更ガイドラインに基づき設計変更の対象とする。

第39条 週休二日の対応

1. 本工事は、技術者及び技能労働者が交替しながら休日確保に取り組む「週休2日交替制適用工事」の試行工事である。

受注者は、工事契約後、完全週休2日交替制の取組を希望するか判断の上、発注者に協議するものとし、希望しない場合は月単位の週休2日交替制に取組むものとする。

2. 週休2日の考え方は下記のとおりである。

(1) 週休2日

① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の休日率が、28.5%（8日/28日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

3. 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

※年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間については、対象期間内に現場に従事した技術者及び技能労働者の休日日数が確保されていること。

また、工事着手後、受注者の責によらず週休2日の実施が困難な期間が生じる場合は、受発注者間で協議して週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の設計図書に対象外とする作業と期間を明示する。ただし、対象外とする期間は災害対応等のやむを得ない期間に限定すること。

4. 天候等を天候等による作業環境が厳しい時期を避けることを目的に、1年単位の変形労働時間制を活用する場合は、1週40時間または1日8時間を超える労働時間を設定した月は、週休2日工事の対象期間外とする。また1年単位の変形労働時間制の活用について施工計画書に反映し、労働基準監督署へ提出した下記の資料を提出すること。

- ・1年単位の変形労働時間制を活用する労働者とその使用者が締結した労使協定
- ・変更した就業規則

5. 技術者及び技能労働者の休日の確認方法等

受注者は、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日確保状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画書を提出のうえ、工事着手前に監督職員と協議するものとする。

6. 施工計画書に基づき、受発注者間で休日確保状況を確認するものとし、受注者側の週休2日の取組状況が十分でない場合は、受発注者双方において要因を分析し、週休2日が確保できるよう改善に取り組むものとする。
7. 工事完了後、週休2日の取得結果が確認できる「取得報告書」を作成し、監督職員に提出するものとする。
8. アンケート調査を実施する場合はこれに協力すること。
9. 明らかに受注者側に月単位の週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定から内容に応じて、点数を減ずる措置を行うものとする。
10. 週休2日に掛かる費用については、当初予定価格から完全週休2日交替制を達成した場合の補正係数を労務費、市場単価、土木工事標準単価、現場管理費率に乗じているが、休日率の達成状況を確認後、完全週休2日交替制が未達成の場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。完全週休2日交替制の取組を希望しない場合は、月単位の週休2日交替制の補正係数に変更する。また、休日率の達成状況を確認後、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正係数を除して変更する。

第40条 直轄土木工事における賃金・労働時間等の実態調査（試行）（受注者希望方式）

1. 本工事は、受注者の協力の下、賃金・労働時間・労務費（以下「賃金・労働時間等」とい

う。)の実態を調査する試行工事である。

2. 受注者は、契約締結後、賃金・労働時間等の実態調査に協力する意向がある場合には、実態調査に協力する工種・種別・細別（以下、「工種等」という。）を発注者へ報告するものとする。
3. 発注者は、実態調査に協力する工種等の報告を受けた工種等より調査対象を選定するとともに、調査対象工種等の施工が完了した後、受注者は、別途監督職員より通知される実態調査要領に基づき資料を提出するものとする。
4. 発注者は、提出された資料をもとに賃金、労働時間等の実施率・達成率を算出後、積算上の作業時間を示した資料を提出するとともに、賃金、労働時間等の実施率・達成率を工事完成検査後に受注者、下請業者（注文者）、下請業者（使用者）に通知するものとする。

第41条 個人情報の取扱について

（基本的事項）

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第1号の規定に基づき、個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない

（秘密の保持）

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（取得の制限）

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得しなければならない。

（利用及び提供の制限）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための利用目的以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

（複写等の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、受注者は当該第三者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）第66条第2項第4号に基づく個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講

じさせなければならない。

（事案発生時における報告）

受注者は、個人情報の漏えい等の事案が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（資料等の返却等）

1. 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後又は解除後速やかに発注者に返却し、又は引き渡さなければならない。ただし、発注者が、廃棄又は消去など別の方法を指示したときは、当該指示に従うものとする。なお、発注者の指示又は承諾により個人情報が記録された資料等を複写等した場合には、確実にそれらを廃棄又は消去するとともに、証明書（別紙－２）を発注者に提出しなければならない。
2. 前項の規定は、発注者の指示又は承諾により第三者に個人情報の取り扱いを伴う事務を再委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）において準用する。

（管理の確認等）

発注者は、受注者における個人情報の管理の状況について適時確認することができる。また、発注者は必要と認めるときは、受注者に対し個人情報の取り扱い状況について報告を求め、又は検査することができる。

（管理体制の整備）

受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

（従事者への周知）

受注者は、従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

第４２条 新技術の活用「新技術の定義」

1. 本工事は、新技術活用の促進を図ることを目的とした、新技術活用工事である。
2. 新技術の定義

新技術活用の原則化における新技術の定義は以下による。

- （１） 技術の成立性が技術を開発した民間事業者等により実験等の方法で確認されている技術
- （２） 公共工事等において実用段階に達している技術
- （３） 当該技術の適用範囲において従来技術に比べて活用の効果が同程度以上の技術又は同程度以上と見込まれる技術
- （４） 実用段階に達していない技術又は要素技術など研究開発段階にある技術であつて国により導入促進を図る技術

3. 対象とする新技術

新技術活用の原則義務化の対象とする新技術は以下のとおりとする。

- (1) 新技術情報提供システム (NETIS) 登録技術
URL <http://www.netis.mlit.go.jp>
- (2) NETIS のテーマ設定型の技術比較表に掲載されている技術
- (3) 新技術導入促進 (Ⅱ) 型により活用する技術
- (4) 新技術のニーズ・シーズマッチングにより現場実証し、従来技術と同等以上と確認できた技術
対象とする技術は、NETIS「マッチング」に掲載された技術のうち、「標準化推進技術」「普及促進技術」のいずれかに該当するものとする。
なお、NETIS 掲載期間終了技術は対象外とする。

第 4 3 条 新技術の活用 (施工者選定型)

1. 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
2. 本工事において、第 4 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す (1) ~ (4) の技術が選定されていない場合、受注者は施工に先立ち、当該工事内容について十分把握の上、新技術を原則一つ以上選定し、監督職員の承諾を得た上で活用するものとし、活用する新技術の名称及び内容等を施工計画書に記載するものとする。活用する新技術が NETIS 登録技術の場合は新技術活用計画書も提出するものとする。
3. 受注者は、選定した新技術が第 4 2 条 新技術の活用「新技術の定義」3. 対象とする新技術に示す 1) ~ 4) のいずれの新技術であるか確認できるよう、施工計画書に記載する。
4. 当該技術については、設計図書等で定められた事項に係る部分でない場合は、設計変更の対象としない
5. 受注者は、試行現場照会中の技術を活用する場合において当該技術の施工にあたり NETIS 申請者が実施する「試行調査」に協力するものとする。なお、試行調査に係る費用は NETIS 申請者が負担する。
6. 試行現場照会中の技術を活用する場合、当該工事の実施箇所において標準的に使用される技術の施工費相当額を超える費用については、試行調査に係る費用とみなし、NETIS 申請者の負担とする。
7. 受注者は、活用する新技術が情報種別記号「-VE」以外の NETIS 登録技術の場合は、当該技術の施工にあたり「活用効果調査」を行うものとする。「活用効果調査」は、「新技術情報提供システム (NETIS)」より作成し、監督職員に提出するものとする。
8. 受注者は、本工事によって知り得た当該技術に係わる情報は、監督職員の許可なく公表してはならない。

第 4 4 条 契約後 VE 方式

1. 定義
「VE 提案」とは、契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする工事材料、施工方法等に係る設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案である。

2. VE提案の意義及び範囲

- (1) 受注者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のものとする。
- (2) 以下の提案は、VE提案の範囲に含まないものとする。
 - ① 施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - ② 契約書第 18 条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案。
 - ③ 提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案。

3. VE提案書の提出

- (1) 受注者は、前項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書(別紙様式－1～4)に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ① 設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ② VE提案の実施方法に関する事項(当該提案に係る施工上の条件等を含む)
 - ③ VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④ 発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤ 工業所有権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥ その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、前項のVE提案を契約の締結日より、当該VE提案に係る部分の施工に着手する 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

4. VE提案の審査

提出されたVE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行い、当該提案の採否を決定するものとする。

5. VE提案の採否等

VE提案の採否について、原則として、VE提案の受領後 14 日以内に書面(別紙様式－5)により通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。また、VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

6. VE提案を採用した場合の設計変更

- (1) VE提案を採用した場合において、必要があるときは、発注者は設計図書の変更を行わなければならない。
- (2) 前項の規定により設計図書の変更が行われた場合において、発注者は、必要があるときは請負代金額を変更しなければならない。
- (3) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する金額(以下「VE管理費」という。)を削減しない

ものとする。

- (4) VE提案を採用した後、契約書第18条の条件変更が生じた場合、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。なお、VE管理費については、原則として変更しないものとする。

7. VE手案の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではない。

第45条 生産性向上チャレンジ工事

1. 試行の実施

本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

2. 試行の内容

工事契約後、受注者は、当該工事において、省人化等の生産性向上に資する取組みを実施することができる。

本取組みを実施する場合は、施工計画書に「生産性向上チャレンジ工事」の項目を設け、①取組内容、②期待される効果等を明記するものとし、完成検査までに実施内容及び効果を報告するものとする。また、期待される効果等について、人員削減や作業時間削減等の定量的な効果を記載できる場合は記載することとする。

なお、「技術提案で提案済みの内容」及び「特記仕様書第41条 新技術活用「新技術の定義」」において採用した取組については本試行の対象外とする。

3. 工事成績評定

施工計画書で位置づけられた「生産性向上チャレンジ工事」の取組の履行が確認できた場合は加点を行うこととする。

4. 本試行に係る費用については、原則、受注者負担によるものとする。

第46条 ISO9001認証取得の活用

本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事（以下、「ISO活用工事」という）である。ただし、低入札価格調査制度調査対象工事及び過去2年以内に粗雑工事による指名停止等措置をうけた受注者を除くものとする。

1. 受注者は、JISQ9001（ISO9001）の認証を取得している場合において、契約締結後に申請し、発注者の承認を受けた場合、本条の規定に従って、ISO活用工事として実施することができる。

2. 受注者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いを希望する場合、工事請負契約締結の日から14日以内に以下の書類により申請し、承認を得ることとする。

- (1) 申請書（別紙様式－６）
 - (2) ISO9001の認証の取得に係る登録証の写し
 - (3) ISO9001の審査に係る書類（受注者が送付を受けた最新の審査報告書、その審査の可否判定結果の写し）
 - (4) 申請に係る工事を担当する内部組織が、ISO9001の認証を取得していることを示す書類
 - (5) ISO9001の認証の範囲が工事の内容に一致していることを示す書類
 - (6) 申請者が申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が４月から７月までの場合にあっては前々年度及びその前年度）に完成した官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事（港湾空港関係を除き、申請工事が土木工事の場合には土木工事、営繕工事の場合には営繕工事のものに限る）のすべての工事成績評定通知書の写し
 - (7) (6)がない場合、ISO9001の認証取得以降に官庁営繕部又は地方整備局の所掌する工事の成績評定を受けているときは、直近の工事成績評定通知書の写し
但し、(2)でその内容が確認できる場合、(4)、(5)は提出を要しない。
3. 次に掲げる場合においては、本取扱いを中止し、通常の監督業務を実施する。
- (1) 受注者のISO9001認証が取り消された場合、又はその維持が困難と見込まれる場合。（別紙様式－７により監督職員に速やかに申出）
 - (2) 受注者の検査記録及び品質マネジメントシステムの運用状況に関して不適合が多いと認められた場合。
4. 受注者は、別途発注者から委託を受けた機関が行う品質システム運用による効果等の調査に関し、協力するものとする。
5. 品質計画書の提出
- 受注者は、工事に係る品質計画書を作成し、工事の着手前に監督職員に提出するものとする。この場合、当該工事の施工計画書及び品質計画書は統合して作成することができる。また、両者をそれぞれ作成する場合において、その記載内容に重複が生じる場合は、その一方の記載において他方の記載を参照すべき旨を記載して作成することができる。
6. 品質マネジメントシステムを活用した監督業務
- 本工事は、以下の項目について、受注者が作成した検査記録を監督職員の確認（以下「検査記録の確認」という）を受けることにより、代えることができる。
- (1) 「指定材料の確認」
指定材料の確認については、指定された材料の品質・規格等の試験、立会い又は確認を、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
 - (2) 「工事施工の立会い」
工事施工の立会いについては、受注者が作成した検査記録を確認することをもって代えることができる。
 - (3) 「段階確認」
段階確認については、ISO9001活用工事の場合、原則として、下表の方法に代えることができる。但し、重点監督の対象工種については、通常の段階確認を実施するものとする。受注者が当該工事の一部の工事種別についてこの取扱いを希

望しない場合についても、監督職員の承諾を得た上で通常の立会い及び段階確認を選択することができる。

	監督項目	段階確認
①	掘削長さ、支持地盤等設計変更に関わる項目	通常の段階確認を実施する。
②	事前に試験矢板又は試験杭の施工を伴う項目	通常の段階確認を実施する。ただし、試験矢板又は試験杭の施工以降の矢板及び杭の施工については適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。
③	鉄筋組立てに関する項目	通常の半分の頻度で段階確認を実施する。
④	土木工事共通仕様書第3編第1章1-1-6の6項、表1-1段階確認一覧表のうち上記①, ②, ③以外の項目	適当な時期に請負者の検査記録を確認する。
⑤	その他の項目	適当な時期に請負者の検査記録の一部を抽出して確認する。

第47条 地震発生後の建設工事現場の点検について

地震発生後の建設工事現場の点検実施及び報告時期については、以下によることとする。

1. 気象庁地震計で震度4の地震が発生した場合。

(1) 現場稼働日（開庁日）の夜間に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

(2) 現場休工期（閉庁日）に発生した場合には、翌現場稼働日（開庁日）の始業時に点検。異常があった場合は直ちに監督職員に報告。異常が無い場合は、開庁日に速やかに監督職員へ報告。

※開庁日に現場が休工であった場合は開庁日を優先して判断し建設工事現場の点検を行うこと。

2. 気象庁地震計で震度5弱以上の地震が発生した場合。

夜間・現場休工期（休祭日）に関わらず直ちに点検。点検結果については、速やかに監督職員へ報告。

第48条 現場技術員

本工事は、現場技術員の配置対象工事であり、現場技術業務をホクト・エンジニアリング（株）に委託することとする。

第49条 施工体制調査員

本工事は、現場における施工体制の点検補助を建設コンサルタント等に委託する予定としてい

る。

また、本工事の施工体制の点検を担当する施工体制調査員の氏名は、別途監督職員より通知する。

なお、施工体制調査員は、工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により電子書類を閲覧し、点検を行うため、施工体制調査員を情報共有システム（ＡＳＰ）のユーザーに登録するものとする。（「閲覧のみ可能」で登録）

第 50 条 施工体制の点検

1. 受注者は「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成 12 年法律第 127 号 最終改正令和 6 年 12 月 13 日）第 15 条 3 により発注者から施工体制について点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。
2. 施工体制の点検員は当該工事の監督職員、施工体制調査員及び発注担当事務所の職員である。
3. 施工体制調査員は、業務証明書を携帯し、胸に委託業務名、委託先、業務職（施工体制調査員）、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
4. 当該工事の監督職員及び発注担当事務所の職員は、所属、氏名、顔写真の入った名札を着用している。
5. 施工体制調査員は、施工体制の点検を行う者で、指示等の権限は有しない。
6. 施工体制調査員は、電子書類の点検を工事の情報共有システム（ＡＳＰ）により「閲覧」し、点検する。
7. 施工体制調査員は、第 1 回目の現地点検は現地で点検するが、以降の点検は、映像により点検が可能な項目は、必要に応じ、工事の受注者が導入しているWEB会議や遠隔臨場システムを活用し、点検することを可能とする。

ただし、立会や打合せ等においてWEB会議や遠隔臨場システムを導入していない工事や現地での点検を希望する工事は、従来通り、現地で点検する。

第 51 条 品質証明

本工事は、品質証明対象工事とする。なお、提出様式は別紙様式ー 1 2 によるものとする。

第 52 条 工事完成図書の納品

1. 本工事は電子納品対象工事とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「工事完成図書の電子納品等要領(令和 5 年 3 月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。

「要領」で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は監督職員と協議の上、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(令和 6 年 3 月)」を参考とするものとする。

2. 本工事は「オンライン電子納品実施要領」に基づき、オンライン電子納品を行うものとする。

る。

オンライン電子納品は、発注者が用意した電子納品保管管理サーバへのオンラインによる納品を原則とする。

なお、オンラインによる納品が実施できない場合は、監督職員と協議の上、電子媒体に格納して納品するものとする。

3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

第53条 書類限定検査

1. 本工事は、検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図る「書類限定検査」の対象である。
2. 書類限定検査とは、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものとする。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・「低入札価格対象工事」又は「監督体制強化工事」は対象外
- ・施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。

第54条 ウィルス対策

受注者は、電子納品時のみならず、監督職員に工事に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。

また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新（アップデート）しなければならない。

第55条 優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度について

本工事は、優秀若手技術者表彰制度、ICT活用優秀下請企業表彰制度の対象工事である。

本表彰制度については、利根川上流河川事務所のホームページに掲載されている内容を参照すること。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonejo/tonejo00991.html>

第2章 材料

第56条 肥料

施肥に使用する肥料は、下記のものまたはこれと同等品以上の品質を有するものとし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

種類		10,000m2 当たり散布量	適用
肥料	普通化成 N8-P8-K8	300 kg以上	

第3章 除草工

第57条 刈取高

- 草の刈取り高については、機械施工で刈り刃高を設定出来る機種では、刈り刃高を 10 cm 程度に設定し、実施するものとする。
- 上記によりがたい場合は、監督職員に承諾を得るものとする。

第58条 堤防除草

- 本工事は面積算出・出来高計測について3次元計測技術を用いるものとする。
使用する3次元計測機器（GNSS ローバー等）の検定証明書（写し）を監督職員に提出するものとする。
また、除草範囲については、除草展開図（座標データを記載したもの）により設定するものとし、除草展開図に関するデータは監督職員が貸与するものとする。
なお、3次元展開図を用いた面積算出・出来高計測が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
- 堤防除草は堤防の変状の確認を行うために実施するものとし、回数は3回、施工時期は下表を目安とし、詳細な時期については監督職員と協議するものとする。

区分	第1回目	第2回目	第3回目	計
	5月下旬まで	第1回目除草終了から 9月中旬まで	第2回目除草終了から 11月下旬まで	
川表	除草	除草	除草	3回
川裏	除草	除草	除草	3回

- 令和5年度以降の川表側の養生終了区間において、4回除草を実施する。施工時期については下表を目安とし、詳細な時期については監督職員と協議するものとする。施工箇所については監督職員の指示によるものとする。

区分	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目	計
	5月下旬まで	第1回目 除草終了から 7月上旬まで	第2回目 除草終了から 8月上旬まで	第3回目 除草終了から 11月下旬まで	
川表	除草	除草	除草	除草	4回

施工箇所については監督職員の指示によるものとする。

- 除草は原則として機械式で行うものとするが、法勾配 1 : 1.9 未満の箇所及び構造物周辺については肩掛け式でおこなうものとする。なお、肩掛け式で行う場合に、飛散防止措置が必要な範囲については監督職員と協議するものとする。
- 機械式の草刈機を使用する場合は、『安全装置』及び『飛び石等飛散防止装置』を装備してい

る機種を使用すること。安全装置とは、操作員が操作レバーから手を放すと中立に戻り、走行が停止すること、又は操作員と機械をひもで結び、操作員が機械から離れるとひもの先のスイッチが働き、走行が停止する装置である。

6. 除草中、サイクリング道路、遊歩道については、通行止めにならないように施工すること。また、付近住民・交通等の第三者に被害を及ぼすことのないよう十分注意すること。

苦情や意見があった場合には慎重に対応し、速やかに監督職員に報告するとともに適切な措置を講ずること。

7. 肩掛け式草刈り機を使用する箇所の飛び石等の飛散防止対策が必要な箇所において、従来の飛び石対策では防御出来ないと判断される箇所については、上下刃逆回転式の使用を検討するものとする。なお、上下刃逆回転式を使用する場合は、監督職員と協議できるものとする。
8. 飛び石等の飛散防止対策にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、受注者の責において決定し、施工するものとする。
9. 堤防除草・集草中、堤防に損傷等以上が発見された場合には、箇所、範囲等必要な情報を速やかに監督職員に報告すること。
10. 除草後の刈草については堤防管理に支障をきたすことのないよう配慮すること。その他、河川管理上支障となる箇所等については、監督職員の指示により行うものとする。上記によりがたい場合やその他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議するものとする。

第59条 除草工における河川維持の助言

堤防除草工、点検・巡視及び維持工は、河川の維持管理において重要な作業であることから、その品質の向上を図るため、各作業の留意事項に関して「河川維持管理技術者」の資格を有する者から助言を受けるものとする。

特に堤防除草工は、河川堤防の機能を正常に保つため、植生の草丈を抑制し、堤防の変状・異状箇所の発見および点検をしやすいとともに、出水時の水防活動等を容易にするなど、堤防管理の基礎となる重要な作業であることから、「河川維持管理技術者」からの助言は、原則として工期内における第1回目の堤防除草作業着手前に受けるものとする。

また、助言を受けた内容等を記録し監督職員に提出するとともに、作業計画書・安全教育・訓練やKY活動に活用するものとする。

「河川維持管理技術者」からの助言は、以下の内容を想定している。

【除草作業】

- ・堤防（植生含む）に求められる機能、堤防除草工の必要性
- ・堤防等の損傷・変状等に関する留意事項
- ・堤防法面等への影響等を考慮した除草作業時の留意事項
- ・河川特性や地域特性に応じた除草時期に関する留意事項

【点検・巡視】

- ・洪水時巡視や堤防点検に関する留意事項

【維持工】

- ・堤防等の補修に関する留意事項

なお、助言を受ける「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の必要経費は、監督職員

と協議の上、決定するものとし設計変更の対象とする。

「河川維持管理技術者」の情報については、一般社団法人河川技術者教育振興機構 HP
(<http://www.ree.or.jp/registration-status/>) で公表されている。

第4章 堤防養生工

第60条 施工箇所

施工箇所等の詳細については、監督職員より指示するものとする。

第61条 芝刈

(ワラ芝・麻芝箇所)

回数は、完成後1年目は3回、完成後2・3年目は4回を標準とし、実施時期は下表を標準とするが、実施にあたっては監督職員の指示により行うものとする。

なお、完成後1年目の刈取りについては、原則として肩掛け式で行うものとする。

	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
完成後1年目	5月	6月～7月	8月～9月	
完成後2・3年目	5月	6月～7月上旬	7月下旬～8月	9月～10月

(総芝箇所)

回数は、完成後1年目は実施せず、完成後2・3年目は4回を標準とし、実施時期は下表を標準とするが、実施にあたっては監督職員の指示により行うものとする。

	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
完成後2・3年目	5月	6月～7月上旬	7月下旬～8月	9月～10月

なお、刈取りは原則として機械式で行うものとするが、法勾配1：1・9未満の箇所及び構造物周辺については肩掛け式でおこなうものとする。ただし、これにより難い場合については監督職員と協議するものとする。

第62条 抜根

総芝箇所において、芝以外の雑草について入念に抜根するものとする。

回数は、完成後1年目は3回を標準とし、実施時期は下表を標準とするが、実施にあたっては監督職員の指示により行うものとする。

なお、現場の状況に応じ、抜根が困難な場合は監督職員と協議するものとする。

	第1回目	第2回目	第3回目
完成後1年目	5月	6月～7月	8月～9月

第63条 集草

除草箇所及び抜根箇所については集草するものとし、詳細については監督職員と協議するものとする。

集草した草は高水敷に仮置きするものとし、現場条件等により処分が必要な場合は監督職員と協議するものとする。

第64条 施肥

総芝箇所において、施肥を行う。

回数は2回を標準とし、実施時期は下表を標準とするが、実施にあたっては監督職員の指示により行うものとする。

	第1回目	第2回目
完成後1年目	抜根後（5月～6月）	冬期（12月～3月）
完成後2～3年目	除草後（5月～6月）	冬期（12月～3月）

第5章 一般施工

第65条 維持工

維持工は、河川管理施設の補修等を行うものとし、監督職員の指示により速やかに行うものとする。

なお、監督職員の指示に基づき、作業内容（指示事項）、実施時期、必要とする機械、労務、材料等の概略数量及び安全管理を含む作業方針等について、資料を作成し提出するものとする。

また、作業毎に作業終了後、速やかに作業報告書を作成し、確認を受けるものとする。

第66条 塵芥処理工

塵芥処理工は、河川堤防及び高水敷にある木片等を発見した際に収集することを想定している。塵芥処理工は当初設計では見込んでいないが、現地の状況等により実施の必要がある場合は速やかに監督職員と協議し、実施した場合は設計変更の対象とする。

第67条 緊急対策工

緊急対策工は、災害時の緊急復旧対策、水質事故対策等を早急に行うものとし、監督職員の指示により昼夜問わず迅速に対応するものとする。

なお、作業毎に作業終了後、速やかに作業報告書を作成し、確認を受けるものとする。

第6章 その他

第68条 危機管理対策

1. 地震、台風、集中豪雨等の天災に備えて、予めその対応策を定めておくものとする。
2. 地震予知情報、洪水警報等が発令された場合は直ちに工事を中断し、その情報に応じた適切な保全措置等を講ずるものとする。

第 6 9 条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の目的・内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第 7 0 条 苦情等の処理

工事中地域住民等により苦情又は意見等があった時は、丁寧に対応し直ちに監督職員に報告するとともに、適切な処置をとらなければならない。

第 7 1 条 後片付け

1. 工事に使用した道路及び堤防等は、原則として工事完了後速やかに原形に復するものとする。
2. 工事用道路は工事完了後、舗装面に泥等の付着がないようにしておくものとする。

第 7 2 条 特定外来生物の処理

本工事施工にあたり、工事区域内で「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」による特定外来生物が確認された場合は、速やかに監督職員に報告するものとし、対応については監督職員の指示によるものとする。

第 7 3 条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

受注者は、保険契約の証券またはこれに代わるものを監督職員に提示するものとする。

第 7 4 条 状況把握

出水時及び地震発生後の状況把握を行うものとし、詳細については別添「R 8〇〇管内〇岸河川維持工事（状況把握業務）特記仕様書」によるものとする。

R 8 古河管内下流部河川維持工事
(状況把握業務)

特記仕様書

令和 8 年1月

国土交通省関東地方整備局
利根川上流河川事務所

第1条 適用

本特記仕様書は、土木工事共通仕様書(令和7年3月改定)(以下「共通仕様書」という。)という特記仕様書で、出水時及び地震発生後の「状況把握業務」(以下「業務」という。)に適用する。

第2条 用語の定義

本特記仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者で、受注者が定めた者をいう。
また、管理技術者を本工事の現場代理人または主任技術者(監理技術者)が兼ねることとする。
2. 「状況把握員」とは、受注者が業務を履行するために使用している者(管理技術者を除く。)をいう。
3. 「打合せ」とは、業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と監督職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。
4. この特記仕様書に記載している共通仕様書や各基準類の改訂年月は発注当時の最新年月となっているため、本業務への適用においては、最新の改訂版の基準を適用することとする。

第3条 一般留意事項

1. 管理技術者は、本特記仕様書第6条で示された業務の適正な履行を確保するため、状況把握員を指揮監督しなければならない。
一、業務の実施にあたって、設計図書等の内容を十分理解し、状況把握区域内について精通しておかなければならない。
二、業務の実施にあたっては、業務に関する図書を適切に整備しておくこと。
2. 管理技術者は、本特記仕様書に定めるところにより監督職員と打合せを行うものとし、その結果について打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
3. 状況把握員は、管理技術者のもとに本特記仕様書第6条のうち監督職員から指示された業務を適正に実施するものとする。

第4条 状況把握員の資格

状況把握員の資格は、以下の条件を満たす者であることとする。また、受注者は状況把握員として必要な資格要件を証明する書面(経歴書等)を提出すること。

区 分	資 格 等
状況把握員	以下の①～⑤のいずれかの要件を有する者であること ① 河川維持管理技術者又は河川点検士の資格を有する者。 ② 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ③ 1級土木施工管理技士補の資格を有する者。 ④ 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 ⑤ 発注者が上記④と同等以上であると認めた者。 ※⑤でいう同等とは以下のとおりとする。 ア) 2級建設機械施工技士 イ) 2級造園管理技士 ウ) 2級土木施工管理技術検定試験の受験資格を満たし、うち河川工事に関する実務経験を1年以上有している者 エ) 地方整備局、北海道開発局、内閣府沖縄総合事務局開発建設部、都道府県または政令市が発注した河川の状況把握業務の経験を有している者。

第5条 状況把握員の講習

特記仕様書第4条に求める資格を有しない状況把握員を配置する場合には、災害時において重要な作業であることから、その品質確保を図るため、状況把握における留意事項に関して、「河川維持管理技術者」による以下の講習を受けるものとする。

「河川維持管理技術者」の講習は、業務期間中の業務実施前に受けるとともに、その内容を記録し提出するものとする。

① 状況把握業務に関する基礎講習（0.5日／年）

② 特記仕様書第6条に関する現場における実務講習（0.5日／年）

※特記仕様書第14条に定める実施訓練等とは別に実施するものとする

講習における「河川維持管理技術者」への謝金、旅費交通費等の経費は、監督職員と協議の上、必要額を設計変更の対象とする。

第6条 業務内容

状況把握員の業務内容は、以下のとおりとする。

① 出水時の状況把握

出水時の状況把握については、「関東地方整備局出水時河川巡視規則（平成23年12月26日付け国関整河管第127号）」（以下、「出水時巡視規則」という。）によるものとする。

② 地震発生後の状況把握

地震発生後の状況把握については、「地震発生後の河川管理施設・砂防設備及び許可工作物の点検要領（令和4年8月22日付け国関整河管第13号）」（以下「地震点検要領」という。）によるものとする。

③ その他

その他、発注者の指示に基づき管理技術者から指示された業務を行う。

第7条 業務の履行範囲

業務の履行範囲は、次に示す河川区域、河川保全区域及び河川予定地（以下「業務履行区域」という）を対象範囲とする。

出張所及び 管理支所名	河川名	上流端		下流端		適用
		左岸	右岸	左岸	右岸	
古河出張所	利根川	131.0k	-	115.0k	-	

第8条 業務計画書

受注者は、業務の実施に先立ち以下の項目について記載した業務計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。

(1) 業務の内容、実施項目

(2) 業務の実施体制

(3) 業務の実施方法

(4) 連絡体制

(5) その他の業務実施上の必要となる事項

業務計画書には、本特記仕様書第19条状況把握員の安全等に関する事項も含めるものとする。

第9条 状況把握員の班編成

状況把握員の班編成は以下のとおりとし、長時間に亘る場合は、交替班を用意するものとする。また、あらかじめ班毎の名簿を監督職員に提出するものとし、交替班の場合も同様とする。

出張所名	班体制
古河出張所	1班

第10条 状況把握把握員の携帯品

状況把握員は下記のことを必ず携帯すること。

1. 記録用紙、若しくは記録用携帯端末（タブレット）または携帯電話
2. 携帯無線機
3. 身分証明書（腕章）
4. カメラ
5. 照明器具
6. 安全ロープ
7. 鎌、巻尺、ポール（目印用）
8. その他業務の遂行に必要なもの

なお、発注者貸与品は、携帯無線機、身分証明書（腕章）とする。また、記録用携帯端末（タブレット）を使用する場合は、監督職員と協議し、貸与するものとする。なお、記録用携帯端末（タブレット）の使用にあたっては、国土交通省情報セキュリティポリシー及び関東地方整備局情報セキュリティポリシー実施手順書を準用するものとする。

第11条 貸与品の使用

貸与品の取扱いについては十分注意することとし、明らかに受注者の責に帰すべき事由による故障・破損・損傷等が発生した場合は、修理等必要な措置を講ずること。

第12条 貸与品の返却

貸与物品は、業務完了後速やかに返還しなければならない。

第13条 身分証明書

状況把握員は、発注者が交付する身分証明書を常に携帯し、第三者からの身分証明書の提示要求があった場合は、これを提示しなければならない。受注者は、業務が完了したときは、すみやかに発注者に、交付された身分証明書を返却するものとする。

第14条 実施訓練等

事前に業務履行区域について、現地状況を十分把握するとともに、業務の実施及び連絡方法等について訓練を実施するものとする。

なお、実施日数は1日とし、管理技術者立会のもと、交替班の要員を含め、訓練を実施するものとし、日時については監督職員と管理技術者が協議して定めるものとする。

第15条 状況把握の出動・開始及び終了

出水時及び地震発生後、監督職員の指示により、管理技術者が状況把握員を出張所等へ出動させるものとする。ただし、状況把握班の出発及び帰着場所は古河出張所とする。なお、監督職員が不在等のときは、管理技術者が河川情報等により情報を得て状況把握員の出動を指示するものとする。ただし、状況把握員においても出動条件を熟知しておくとともに、大規模地震による電話回線の輻輳等により管理技術者の指示が届かない場合を想定し、定められた参集場所に自主的に参集できるよう情報の収集に努めること。

また、状況把握の開始及び終了は、監督職員が管理技術者に指示するものとする。

出水時の観測所毎の集合等の基準

観測所名	水防団待機 水位	氾濫注意 水位	左岸	右岸
栗橋	2.70	5.00	利根川 自 古河市中田地先 至 境町桐ヶ作地先	

地震発生後の出張所毎の対象震度発表地点
気象庁発表地点

出張所	発表地域	発表地点
古河出張所	茨城県南部	古河市長谷町 境町旭町
	栃木県南部	野木町丸林
	埼玉県北部	久喜市栗橋

第16条 河川情報・地震情報の入手

河川情報（水位、雨量等）・地震情報（各地の震度等）は、電話応答装置、インターネット等により収集するものとする。

電話応答装置：（水位）０４８０－５２－３８２４

URL <https://www.river.go.jp/portal/#83>

<http://www1.river.go.jp/>

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/index.html>

<http://www.keitai-taisei.ktr.mlit.go.jp/>

<https://www.ktr.mlit.go.jp/>

<https://weathernews.jp/>

<https://tenki.jp/>

川の防災情報

水文水質データベース

気象庁震度データベース検索

関東地方整備局体制発令支援メニュー

国土交通省関東地方整備局

（株）ウェザーニューズ

（財）日本気象協会

第17条 状況把握の方法・実施時間

車両により状況把握を実施することを標準とし、速やかに堤防天端等から川表、川裏を同時に把握するものとする。ただし、必要に応じて車外にて状況把握を行うものとする。

出水時の状況把握は、業務履行区域を原則として概ね１時間で１巡するものとする。地震発生後の状況把握は、地震点検要領に基づくものとする。

状況把握班１班あたりの実施時間は、下表を見込んでいるが、実施時間に増減が生じた場合は実績を監督職員に報告するものとし、設計変更の対象とする。

時間帯	勤務時間	実施時間
５：００～２２：００	連続８ｈ以内	９時間
	連続８ｈ以上	－
２２：００～５：００	連続８ｈ以内	－
	連続８ｈ以上	－

第18条 監督職員への報告

監督職員への報告は、携帯電話、携帯無線機または記録用携帯端末（タブレット）により直ちに行うものとする。携帯電話、携帯無線機または記録用携帯端末（タブレット）による通信ができない場合は、公衆電話等により速やかに連絡するものとする。なお、監督職員への報告は次のとおりとする。

- ① 状況把握に出動した時。
- ② 状況把握が完了した時。
- ③ 河川管理施設等に異常を発見した場合。
- ④ その他、監督職員への報告を要する事象が発生した場合

また、異常に対する初期対応等の必要が生じた場合は、監督職員から管理技術者に指示するものとする。

第19条 状況把握員の安全等

1. 状況把握員は、異常発見に細心の注意を払うものとするが、自身の安全には十分留意すること。
2. 状況把握員は、状況把握中において、業務を遂行することが危険と判断される場合は、業務を一時中断し、自らの安全を図るものとする。

また、その旨を管理技術者に報告し、管理技術者は監督職員に報告するものとする。その後の行動については、臨機の処置をとるものとする。

第20条 成果品の提出

受注者は、業務完了後速やかに次の成果品を提出するものとする。

1. 出水時
 - (1) 状況把握状況定時報告（洪水） 1部
 - (2) 異常発見報告 1部
 - (3) 写真集 1式
2. 地震発生時
 - (1) 状況把握状況定時報告（地震） 1部
 - (2) 施設点検結果票（異常発見報告） 1部
 - (3) 写真集 1式
3. その他監督職員が指示したもの 1式

また、受注者は別紙－1のとおり業務処理結果報告書を作成し、状況把握終了後、速やかに監督職員に提出するものとする。

第21条 その他

1. 大規模災害の発生時に、周辺道路等に大きな被災が確認され、業務場所に参集困難な時は、対応策を発注者と受注者が協議して定めるものとする。
2. 状況把握員の作業服・安全服・安全靴等常時身につけるものは、受注者で用意すること。
3. 本特記仕様書の記載事項に疑義や変更が生じた場合には、監督職員と管理技術者が協議し決定するものとする。

第22条 再委託

1. 本業務の「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者は、これを再委託することはできない。
 - 一、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、資料整理などの簡易な業務の再委託に当たっては、発注者の承諾を必要としない。
3. 受注者は、第1項、第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
4. 受注者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

第23条 セキュリティ

受注者は、発注者と同等以上の情報セキュリティを確保しなければならない。また、受注者は、本業務の実施過程において知り得た情報を監督職員の許可なく第三者に漏らしてはならない。

第24条 ウィルス対策

受注者は、監督職員と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウィルス対策を実施した上で提出しなければならない。また、ウィルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

第25条 履行期間

業務の履行期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(情況把握 別紙—1)

業務処理結果報告書

[illegible]

明示項目及び明示事項

明示項目	明示事項	記載条項
工程関係	■ 余裕工期を設定して発注する工期については、工事の着手時期	第37条
公害関係	■ 工事に伴う公害防止（騒音、振動、粉塵、排出ガス等）のため、施工方法、建設機械・設備、作業時間等を指定する必要がある場合は、その内容。	第34条 第35条

【近隣地域一覧】（上流ブロック）

（１）茨城県

古河市	五霞町
-----	-----

（２）栃木県

足利市	佐野市	野木町
-----	-----	-----

（３）群馬県

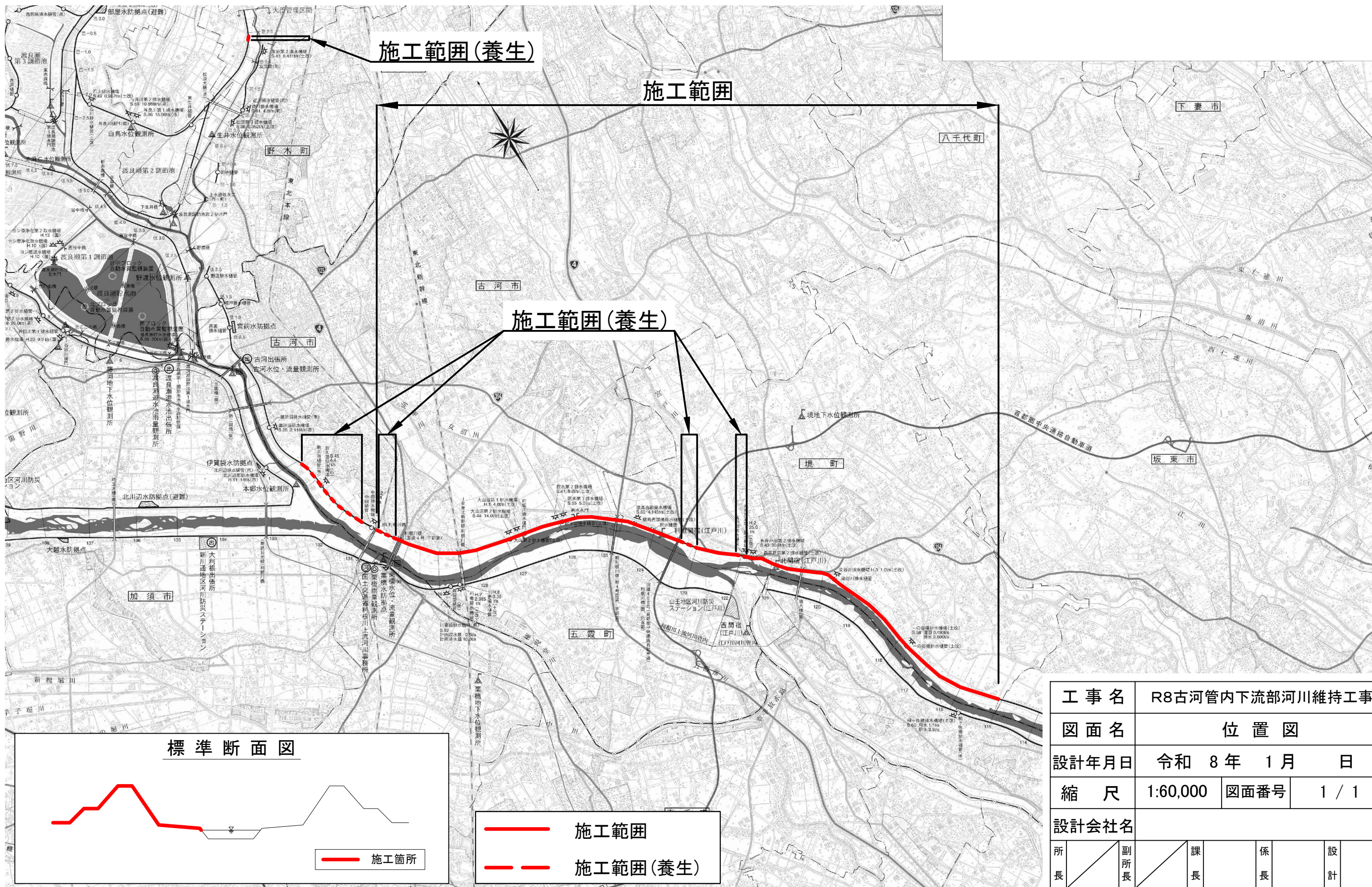
前橋市	高崎市	桐生市	伊勢崎市	太田市	館林市
藤岡市	富岡市	みどり市	渋川市	安中市	吉岡町
甘楽町	玉村町	板倉町	明和町	千代田町	大泉町
邑楽町	神流町	榛東村			

（４）埼玉県

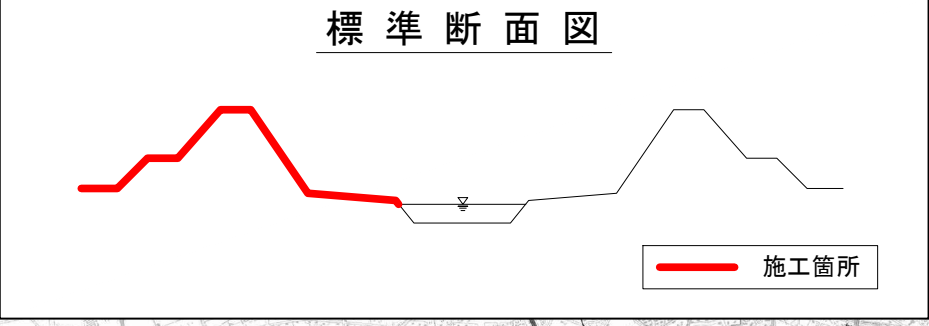
熊谷市	行田市	加須市	本庄市	東松山市	羽生市
鴻巣市	深谷市	桶川市	久喜市	北本市	坂戸市
川越市	上尾市	幸手市	蓮田市	鶴ヶ島市	白岡市
越生町	滑川町	嵐山町	小川町	川島町	吉見町
鳩山町	ときがわ町	皆野町	長瀬町	美里町	神川町
上里町	寄居町	伊奈町	毛呂山町	東秩父村	さいたま市
秩父市	横瀬町				

位置図

S=1:80,000



標準断面図



- 施工範囲
- - 施工範囲(養生)

工 事 名		R8古河管内下流部河川維持工事							
図 面 名		位 置 図							
設計年月日		令和 8 年 1 月 日							
縮 尺		1:60,000		図面番号		1 / 1			
設計会社名									
所長		副所長		課長		係長		設計	
事務所名		国土交通省利根川上流河川事務所							